

愛媛県教育委員会10月定例会議事録

1 開会の日時及び場所

平成27年10月13日（火）午前10時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 出席者

教育長 井上 正 委員 関 啓三 委員 堺 雅子

委員 脇斗志也 委員 攝津眞澄 委員 丹下敬治

3 欠席委員

なし

4 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 三好伊佐夫

指導部長 北須賀逸雄

教育総務課長 山本 司

教職員厚生室長 伊藤 理

生涯学習課長 上城戸裕子

文化財保護課長 藤田 享

保健体育課長 近藤正典

義務教育課長 吉田慎吾

高校教育課長 長井俊朗

人権教育課長 峯本陽子

特別支援教育課長 西原昇次

5 会議の概要

(1) 開 会（午前10時00分）

（教育長） ただいまから教育委員会10月定例会を開会いたします。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は所定の席で、静粛に傍聴願います。また、携帯電話等はスイッチを切るなどしておいていただきますよう御協力をお願いいたします。

まず、松岡委員の後任として、10月11日付けで丹下敬治委員が就任されましたので、御挨拶をお願いしたいと存じます。

（丹下委員） 丹下と申します。皆様からいろいろ教えていただきながら、松岡先生の後任として、また愛媛の教育のために精一杯職責を果たしていくつもりでございます。どうかよろしくをお願いいたします。

（教育長） なお、教育長職務代理者には、関啓三委員を指名させていただきましたので、よろしくをお願いいたします。

次に、本日の議事のうち、議案第53号県立学校教員の懲戒処分について及びその他協議の表彰案件1件につきましては、いずれも人事案件でありますことから審議を非公開としたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） それでは、そのように進行させていただきます。事務局が資料を配布しますので、少々お待ちください。

(2) 9月定例会議事録の承認

（教育長） 9月定例会議事録の承認についてお諮りをいたしますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、原案のとおり承認をされました。
続きまして教育長報告に移ります。

(3) 教育長報告

○平成27年9月定例県議会質問及び答弁要旨について

(教育長) 平成27年9月定例県議会質問及び答弁要旨について、事務局から報告をお願いします。

(副教育長) 9月11日から10月9日の間におきまして、9月定例県議会が開催されましたので、その質疑の概要等につきまして御報告申し上げます。

まず、本会議の状況ですが、教育委員会関係は7名の議員から14件の質問がございました。今回は、今治工業高校への造船コース設置に関する補正予算を計上しておりましたことから、造船業界を支える人材をどのように育成していくのかといった質問がございました。

それに対する答弁でございますが、まず自民党毛利議員の代表質問での答弁でございます。地域企業と連携した地域人材の育成、ものづくりを設計から組立まで総合的に考えられる総合工学の視点を持った生徒の育成、造船工学の基礎・基本を身に付けた生徒の育成、を三本柱に据え、船舶の建造に欠かせない、鋼板を曲げる「ぎょう鉄」の技能を学ばせるなど、他県では見られない実習を行うこととしており、さらには、地元の協力をいただきながら、実践的な造船教育を行い、即戦力として役立つ知識や技能をしっかりと生徒に身に付けさせ、地元で学び、地元で就職し、地域経済の発展に寄与する、いわゆる「地学地就」の観点から、造船王国愛媛の次代を担う人材の育成に取り組んでいきたいというものでございます。この今治工業高校造船コースの設置に関する質問でございますが、合わせて3件ございました。

また、学校の再編整備に関しましては、県立学校の再編整備の方針、小中学校の統廃合問題についての質問がございました。

それに対する答弁でございますが、まず、県立学校の再編整備につきましては、当面は現行の取扱いを継続し、学校存続に向けた取組を支援することとしているが、中学校卒業生数の減少が予想され、小規模校が増加し、部活動などの教育活動に影響が出る懸念がある一方で、きめ細かな個別指導が可能となる面もあることから、今後の再編整備については、生徒の教育環境の改善を第一義に考えつつ、単なる統廃合ではなく、地域の実情を踏まえた魅力ある教育体制づくりや地方創生につながる高校教育の在り方などの観点からも研究する必要があるというものでございます。また、小中学校の統廃合につきましては、設置者である市町が様々な条件を踏まえて判断することが重要であり、県教育委員会としては、適正規模・適正配置等に関する情報提供や教員の配置面での支援を行ってきたところであり、今後とも学校の適正規模等について市町教育

委員会と連携しながら研究を進め、効果的に教育活動を展開できるよう支援していきたいというものでございます。

そのほかでございますが、学力向上に関しまして、学力向上5か年計画で目標としているトップ10入りに向けた今後の取組や、これに関連いたしまして、故郷への愛着や誇りを育む教育をどう進めるのかという質問、それから、近年の船員の減少を受け、宇和島水産高校における船員教育の現状はどうかという御質問、特別支援学校高等部卒業生の就職先の拡大や就職者数の増加に向けた取組の成果、いじめ対策の現状と昨今のいじめに関する事件を踏まえた課題の認識、今後どのような方針で特別支援教育の充実を図っていくのか、障害のある児童生徒に対する合理的配慮に対する県の考え方及び具体的内容はどうか、特別支援教育への理解と関わりを深める取組を強化してはどうかといった御質問がございました。以上が本会議での質問と答弁要旨でございます。

次に、委員会でございますけれども、10月2日に常任委員会が開催され、11項目の質問がございました。内容でございますが、主な質疑といたしましては、今回の補正予算に計上いたしました地域に生き地域を創る若者育成モデル事業及び特別支援学校スクールバス整備事業の概要のほか、県立高校におけるキャリア教育、博物館の児童生徒の利用、学習塾の学校教育への影響、指定文化財の補助制度、県内高校卒業者の1年目の離職率などについて質疑がございました。議会関係は以上でございます。

(教育長) ただいまの説明において御意見・御質問はございませんでしょうか。何かございますでしょうか。よろしいですか。

(全委員) はい。

○平成28年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の結果について

(教育長) それでは次に、平成28年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の結果について、事務局から報告をお願いします。

(高校教育課長) 平成28年度の愛媛県公立学校教員採用選考試験の結果について御報告いたします。

平成28年度の教員採用選考試験については、第1次選考試験を7月22日(水)から24日(金)に、第2次選考試験を9月2日(水)から4日(金)に実施いたしました。その結果、新規採用候補者として271名を決定し、10月2日(金)に愛媛県及び愛媛県教育委員会ホームページにて発表しました。

新規採用候補者の内訳は小学校122名(最終倍率3.9倍)、中学校58名(最終倍率6.0倍)、県立学校73名(最終倍率6.5倍)、養護教員15名(最終倍率5.2倍)、栄養教員3名(最終倍率10.3倍)、合計271名(最終倍率5.2倍)、でございます。

今回の採用に当たっての特色を御説明いたします。

特別選考については、国体正式競技において、全国大会ベスト4以上

の実績者又は日本代表に選ばれた者を対象として、一昨年度から設けた愛顔のえひめスポーツ振興特別選考で、5名を採用候補者といたしました。採用候補者の競技実績としては、全国都道府県対抗自転車競技大会優勝、日本学生選手権水泳競技大会優勝などです。

なお、その他の特別選考については、他県の国公立学校で5年以上の勤務実績がある者を対象とした現職教員特別選考で5名（小学校4名、養護教員1名）、本県の国公立学校で5年以上の勤務実績がある者を対象とした教職経験者特別選考で2名（小学校1名、中学校1名）、障害のある者を対象とした障害者特別選考で3名（小学校1名、県立学校2名）を採用候補者としております。

加点制度につきましては、導入から10年目を迎えました。17項目を加点対象としております。

今年度は新たに、中学校又は高等学校を受験する者で、当該試験区分の部活動を指導し、全国大会に導いた実績がある者を加点対象に加え、その結果、この加点項目該当者から2名（中学校1名、県立学校1名）を採用候補者としております。

なお、新規採用候補者271名のうち、加点された者は114名で42パーセントとなっています。

その他、県内公立学校における講師等経験者が135名、企業経験者が21名となっておりますが、それぞれの経験を生かし、本県教育の充実のために大いに貢献することを期待しているところでございます。

なお、採用候補者のうち大学・大学院の新卒者は75名で、全体の28パーセント、昨年度は26パーセントでございました。

また、昨年度から小学校及び中学校教員志願者について、講師等経験者に対する年齢条件の緩和を実施し、今年度は、4名（小学校3名、中学校1名）を採用候補者としております。

資料には、学校種別及び教科別の採用候補者数等についても示しております。以上が教員採用選考試験の結果でございます。

教員の採用選考に当たりましては、これまでどおり厳重なチェック体制のもとで公正・公平性の確保に努めてまいりました。

今後、採用手続等についても、引き続きまして遺漏のないよう進めてまいりたいと考えております。

なお、本県では、教職経験のない者に対し、4月からの勤務に対する不安を取り除くため、教育現場での教育活動を体験させる採用前キャリアアップ研修を実施しております。この研修を活用して、教職経験のない新卒者等がスムーズに教員生活をスタートできるよう配慮してまいりたいと考えております。

(教育長) ただいまの説明において何か御意見・御質問はございませんでしょうか。

(関委員) 今年は企業経験者が21名ということですが、昨年度は何名で

しょうか。

(義務教育課長) 昨年度の民間企業経験者の採用は、小学校2名、中学校2名、栄養教諭1名の計5名で、義務教育課での採用者数に占める割合は4パーセントでした。県立学校の11名と合わせると合計16名でございます。

なお、今年度は、小学校5名、中学校5名、養護教諭3名、栄養教諭1名の計14名で、義務教育課での採用者数に占める割合は7.1パーセントでした。県立学校の7名と合わせると21名でございます。

(関委員) 一年間経過してみて効果というのは出ているのですか。

(高校教育課長) これまでも数々の民間企業経験がある者を採用してまいりました。多数の者は、高校を卒業後大学へ進学し、そして講師を経験して採用ということですので、学校という範疇から出ておりません。しかし、民間企業経験者は、多様な経験があるため多角的な視点を持っており、何よりもコスト意識を持っていることが挙げられます。そういった面で学校内外に新風を吹き込んでくれていると認識しております。

(関委員) 教員の一般企業での研修等いろいろなことを進められているので、多様な経験を持って教育にあたってもらえたらと思いますので、今後とも是非推進してほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

(高校教育課長) 平成12年に長期社会体験研修が始まりまして、各企業にお世話になっております。「学校の常識は世間の非常識」という言葉がございますけれども、とにかく世間を知らないと言われる教員に幅広い識見を持たせるために、この研修を行っております。もちろん教員としての専門性が大切ですから、全て民間企業と同じ発想で、コスト意識だけではいけないところが教育現場にはあります。ただ、教員を研修していく上で、民間企業経験者のような視点を持てるようにし、未来を担う子どもたちが、多角的な視点を持てるよう教育行政を進めてまいりたいと思います。

(教育長) ほかがございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは、教育長報告につきましては、以上で終了いたします。

(4) 議 事

議案審議

○議案第49号 愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則について

(教育長) 続きまして、議案審議に移りたいと思います。議案第49号愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則について事務局から説明を願います。

(高校教育課長) 愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部改正について御説明いたします。

平成28年度の県立学校の入学定員でございますが、高校、中等教育学校及び特別支援学校とも、平成28年のみならず将来の生徒数の増減の動向等について勘案しながら検討した結果、現行の定員を維持することとしております。

また、学科の改編につきましては、西条高校に国際文理科を、今治工業高校に機械造船科を設けることとしております。

なお、分校化の対象となる再編整備基準該当校には、現在、「三崎高校」と今年度基準該当校となった「弓削高校」「小田高校」「長浜高校」「三瓶高校」の5校が該当しておりますが、各校とも猶予期間中のため、来年度に分校化の対象となる学校はございません。

以上の入学定員の設定により、高等学校全日制課程の県下全体の競争倍率につきましては、1.01倍を見込んでおります。

また、地域別の競争倍率は、昨年とほぼ同程度の競争倍率を見込んでおります。

平成28年度の県立学校の入学定員につきましては、以上のとおりであります。

続きまして、先ほど説明させていただきました来年度の学科の改編及び昨年度、一昨年度に改正しました定員の学年進行に伴う変更がございますので、これらについて「愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則」の一部改正を行いたいと考えております。

具体的には、高等学校全日制課程では、平成26年度に5学級、27年度の5学級削減により、生徒定員が400人減となります。

また、特別支援学校高等部では、平成26年度の新居浜特別支援学校高等部普通科の定員拡充により、生徒定員が8人増となります。

なお、生徒定員改正をする学校は、資料にお示ししているとおりです。

次に、附則でございますが、施行期日を、平成28年4月1日としているほか、附則の2項、3項では、学級増減などにより、新1年生の入学定員が2年生以上の定員と異なる場合などの当該学科の28年度入学定員を示しております。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして御意見・御質問等がございますでしょうか。

(丹下委員) 西条高校の理数科が資料では国際文理国際科、国際文理理数科となっておりますが、国際文理科の中の二つのコースかなと思っていたのですが、科としてあるということで、卒業した科というのは国際文理科ではなくて国際文理国際科、国際文理理数科という形になるのでしょうかね。

(高校教育課長) 先ほどの機械造船科はコース制をとってございましたが、国際文理科は、委員御指摘のとおり小学科で国際科と理数科としております。コースと科の大きな流れは一緒でございますが、特に西条高校の

場合は理数科という名前を残したいというOBや地域の声もございまして、また、コースではなく、学科として、それぞれより専門性が高い教育を行いたいということから、国際科と理数科という小学科にさせていただきました。

(指導部長) 西条高校につきましては、大学科名が国際文理科、小学科として国際文理国際科と国際文理理数科とすることについて、文部科学省に問い合わせましたところ、本来40名の一つのクラスに小学科が二つ存在するということについては特に問題はない、県の判断で構わないということでした。西条高校の場合、理数科という伝統もございまして、地元の要望等も残してほしいということもございましたので、正式名称といたしましては小学科名、国際文理国際科、国際文理理数科ということといたします。一般的に西条高校の従来理数科は新しく国際文理科という形呼びたいと考えております。また、卒業生は委員御指摘のとおりいずれかの小学科を卒業したということになります。

(教育長) ほか、ございませんでしょうか。では、お諮りします。よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第49号愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則につきましては、原案のとおり可決決定いたしました。

○議案第50号 平成28年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項について

(教育長) それでは、議案第50号平成28年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項について、事務局から説明をお願いします。

(高校教育課長) 愛媛県立学校管理規則第44条第2項の規定により、平成28年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項を定めようとするものであります。

平成28年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項の概要を御覧ください。

今年度の高等学校の入学者選抜につきましては、昨年度と同様に、一般入学者選抜、推薦入学者選抜、定時制課程の第2次募集を実施いたします。新設される国際文理科においては、理数科と同様、普通科とのくくり募集ができることとしております。

なお、学力検査等の期日、合格者の発表の日並びに学力検査の検査教科及び出題範囲については、すでに5月の定例教育委員会で可決され、県報で公告しております。

また、平成28年度の入学者選抜実施上の細部については、教育長が別に定めることとしており、「平成28年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施細目」に記載し、各学校に周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

(教育長) ただいまの説明につきまして御意見・御質問等ございませんでしょうか。

(丹下委員) この県立高校の入学者選抜の愛媛方式、良いところというのは、まず中学校の学習の記録、諸活動の記録そういったものが、第一選抜、第二選抜で重視されているというようなことから、中学生が安心して学校生活を送れるのかなという点ではいいのかなと思っております。高校サイドから見ると非常に選抜がクリーンになって、諸活動の記録などを点数化するのに苦労はするのですが、説明責任を果たせるということではいいのかなと思っております。一つだけお願いなのですが、学習の記録は現在絶対評価になっていると思います。以前は5が何パーセント、4が何パーセントという相対評価でしたが、今現在は指導要録の方が絶対評価で記載されておりますのでそれを使っていると思います。絶対評価によりますと、同じ教科の中でも先生間、あるいは学校間で、要するに学習の到達度で評価していくことになります。評価規準がしっかりしていれば、受験生の公平公正という点が担保されることがあるかと思っておりますので、十分学校内、あるいは学校間でよく話し合っただき研修をしていただいて齟齬がないようにお願いできたらと思っております。

(高校教育課長) 平成15年度の入学者選抜から調査書の評定には絶対評価を導入したところでございます。導入当初は絶対評価においては理論的には全員が5になる可能性がありますので、入学者選抜にはなじまないのではないかと、絶対評価の評価規準の設定等に中学校間で格差が生じないかとの心配が指摘されておりましたが、絶対評価においてはその教科の目標に照らして十分満足できるものと判断されるもののうち、特に程度の高いものに資格を与えられるので偏った評価になると考えにくいということ、また、中学校では学習指導要領に照らした統一感のある評価規準の作成、評価方法について研究が十分なされているということでございますので、適正な評価をいただいているということで、肯定的な意見が多く、大きなトラブルもなく現在も定着しているところでございます。県教委としましても各中学校に入学者選抜において学習成績等一覧表の提出を求めているところで評価の信頼性は維持されているものと考えております。ただ、大阪府が絶対評価による公平性担保のために学力学習状況調査の学校別結果を入学者選抜に活用するというのをしましたので、ちょっと立ち止まって考えてみるころではあったわけですが、調査の本来の趣旨から離れているということ、義務教育課からも伺っておりますので、本県では今のところ高校入試での活用は考えてないということをお伝えしておきたいと思っております。

(教育長) ほか、ございませんでしょうか。では、お諮りします。よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第50号平成28年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項については原案のとおり可決決定いたしました。

○議案第51号 平成28年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項について

(教育長) それでは、議案第51号平成28年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項について、事務局から説明をお願いいたします。

(高校教育課長) 愛媛県県立学校管理規則第48条の4の規定により、平成28年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項を定めようとするものであります。

県立中等教育学校入学者選考実施要項の概要を御覧ください。

今年度の入学者選考につきましては、下線で示しておりますとおり、「1 募集人員」は、3校とも1学年160名としています。「4 作文、適性検査及び面接」につきましては、1月9日(土)に志願先の中等教育学校を検査場として、実施することとしています。「6 入学予定者の発表」は、1月15日(金)午前9時から、各中等教育学校において行うこととしています。

また、そのほかの内容につきましては、昨年度と同様に実施することとしています。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

(教育長) ただいまの説明につきまして御意見・御質問はございませんでしょうか。

(堺委員) ここ数年どこも志願者数は定員をオーバーしているという状況ではないと思うのですが、そこのところはもう少し様子を見られるということですか。

(高校教育課長) 今治東中等教育学校が定員を切っていたことがございましたが、26年度は1.16倍と増えておりました。松山西中等教育学校が1.85倍でしたが、それまで2倍を超えておりました。宇和島南中等教育学校ですが1.39倍という高い状況を維持できるということで、今年度は定員を維持しております。宇和島地区が特に生徒減があることは十分把握しておりますので、引き続き募集人員については検討する必要があると認識しております。

(教育長) ほか、ございませんでしょうか。では、お諮りします。よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第51号平成28年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項については原案のとおり可決決定いたしました。

○議案第52号 平成28年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項について

(教育長) それでは、議案第52号平成28年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項について、事務局から説明をお願いします。

(特別支援教育課長) 愛媛県県立学校管理規則第57条第3項において準用する同規則第44条第2項の規定により、平成28年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項を定めようとするものであります。

資料の「平成28年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項の概要」を御覧ください。

高等部本科入学者選抜を資料に記載した内容により、また、専攻科入学者選抜を資料に記載した内容により実施いたします。なお、学力検査の期日、合格者の発表の期日については、先の5月定例教育委員会で可決、県報で公告しているところです。

そのほかの内容については、前年度と変更はございません。

なお、平成28年度の入学者選抜実施上の細部については、教育長が別に定めることとしており、「平成28年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施細目」に記載し、各学校に周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

(教育長) ただいまの説明につきまして御意見・御質問はございませんか。

(堺委員) ここ何年かの志願者数は増えているのですか。

(特別支援教育課長) 志願状況でございますが、松山盲学校の専攻科を除きまして、本科のみでございますが、全体で235名の者が平成27年2月の受験に志願しております。全体数としましては、定員よりもかなり低い状況でございます。

(堺委員) 学校別ではどうなのですか。

(特別支援教育課) 松山盲学校が普通科、保健医療科合わせまして3名、松山聾学校は普通科、理療科合わせまして2名、しげのぶ特別支援学校は13名、みなら特別支援学校は普通科、産業科合わせまして63名、松山城北分校も普通科、産業科合わせまして14名、今治特別支援学校は普通科、産業科合わせまして56名、宇和特別支援学校は肢体不自由、聴覚、知的全ての部門を合わせまして志願者は43名、新居浜特別支援学校は知的障害の方、本校の方でございますが37名、川西分校は4名の者が志願しております。

(堺委員) わかりました。ありがとうございました。

(教育長) ほか、ございませんでしょうか。

(脇委員) 東予では新居浜市が特別支援学校の受け皿になってもらっておりますけど、四国中央市では今スクールバスを出してもらっておりますが、時間がかかりかかるので、その間情緒の不安定な子どもさんはかなりストレスに感じておられる部分もあるので、将来的には県も大変でしょうが、四国中央市辺りにもう1校お願いできたらなと思います。

(特別支援教育課長) 新居浜特別支援学校の場合は、四国中央市からかなりの児童生徒が通学をしております。それに合わせまして、定員の増、スクールバスの配備等を続けてまいったような状況でございます。かなり児童生徒数自体は四国中央市も今後減少の傾向もありますし、その辺りのことも勘案しながら今後児童生徒数の推移等を見極めて、また四国中央市との協議等も含めまして慎重に考えてまいりたいと思っております。

(教育長) ほか、ございませんでしょうか。では、お諮りします。よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第52号平成28年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項については原案のとおり可決決定いたしました。

ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人の皆様は退席をお願いします。

○議案第53号 県立学校教員の懲戒処分について

(教育長) 議案説明を求める。

(高校教育課長) 平成26年6月頃、当時住んでいた住居に家出中の18歳未満の女性を宿泊させ、わいせつな行為に及んだ県立学校教員を懲戒免職処分し、愛媛県退職手当条例第12条第1項の規定により退職手当の全部を支給しないこととし、愛媛県退職手当条例第15条第1項第3号の規定により、平成26年度に支給した退職手当の返納手続きを進める原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(堺委員) 今年度も講師をしているのか質問する。

(高校教育課長) 昨年度南宇和高校で勤務し、今年度宇和島東高校で講師として勤務していた旨回答する。

(堺委員) 免職ということは教員免許も返納するということか質問する。

(高校教育課長) 返納する旨回答する。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(5) その他

○平成27年度文部科学大臣優秀教職員表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(義務教育課長) 平成27年度文部科学大臣優秀教職員表彰の被表彰候補者(12名)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

(教育長) 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6) 閉 会 (午前10時50分)

(教育長) 以上で、本日の議事事項を全て終了いたしましたので、教育委員会10月定例会を閉会いたします。